

令和 6 年

市議会 1 2 月定例会議案

知 立 市



## 令和 6 年市議会 1 2 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度知立市一般会計補正予算（第 6 号））
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度知立市一般会計補正予算（第 7 号））
協 働	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
企 画	議案第 6 1 号	第 7 次知立市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について
健 康	議案第 6 2 号	第 3 次健康知立ともだち 2 1 計画の策定について
総 務	議案第 6 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
総 務	議案第 6 4 号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 5 号	知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 6 号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 7 号	知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 6 8 号	知立市かとりあワークスの指定管理者の指定について
長 寿	議案第 6 9 号	知立市総合福祉センターの指定管理者の指定について
長 寿	議案第 7 0 号	知立市いきがいセンターの指定管理者の指定について
	議案第 7 1 号	令和 6 年度知立市一般会計補正予算（第 8 号）
国 保	議案第 7 2 号	令和 6 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
長 寿	議案第 7 3 号	令和 6 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
国 保	議案第 7 4 号	令和 6 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
水 道	議案第 7 5 号	令和 6 年度知立市水道事業会計補正予算（第 1 号）

所 管	番 号	案 件
下 水	議案第 7 6 号	令和 6 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年度知立市一般会計補正予算（第6号）

（専決第1号）

（専決処分書別紙）

令和6年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度知立市一般会計補正予算（第6号）

（予算書別紙）

令和6年10月10日

知立市長 林 郁 夫



承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年度知立市一般会計補正予算（第7号）

（専決第2号）

（専決処分書別紙）

令和6年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度知立市一般会計補正予算（第7号）

（予算書別紙）

令和6年11月20日

知立市長 林 郁







議案第 6 1 号

第 7 次知立市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について

第 7 次知立市総合計画に係る基本構想及び基本計画を別紙のとおり策定するため、知立市まちづくり基本条例（平成 1 7 年知立市条例第 4 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、第 7 次知立市総合計画を策定するため必要があるからである。

議案第 6 2 号

第 3 次健康知立ともだち 2 1 計画の策定について

第 3 次健康知立ともだち 2 1 計画を別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、第 3 次健康知立ともだち 2 1 計画を策定するため必要があるからである。

議案第 63 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(知立市表彰条例の一部改正)

第 1 条 知立市表彰条例(昭和 45 年知立市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(知立市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 知立市職員の給与に関する条例(昭和 45 年知立市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 20 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(知立市消防団条例の一部改正)

第 3 条 知立市消防団条例(昭和 45 年知立市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第 4 条 知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例(昭和 45 年知立市条例第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 5 条 知立市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 13 年知立市条例第 30

号)の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(知立市開発等事業に関する手続条例の一部改正)

第6条 知立市開発等事業に関する手続条例(平成19年知立市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第51条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(知立市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第7条 知立市行政不服審査法施行条例(平成28年知立市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(知立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第8条 知立市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年知立市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(知立市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第9条 知立市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年知立市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。附則第3項において「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれ

れその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

#### 提案理由

この案を提出するのは、刑法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第64号

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年知立市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「497,000円」を「502,000円」に改め、同条第2号中「427,000円」を「432,000円」に改め、同条第3号中「417,000円」を「422,000円」に改め、同条第4号中「406,000円」を「410,000円」に改める。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

この案を提出するのは、市議会議員の議員報酬の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 6 5 号

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市  
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「、6 月に支給する場合には 1  
0 0 分の 1 7 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように  
改正する。

第 3 条第 1 号中「9 3 4, 0 0 0 円」を「9 4 4, 0 0 0 円」に改め、同条第  
2 号中「7 7 4, 0 0 0 円」を「7 8 3, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「7  
0 1, 0 0 0 円」を「7 0 9, 0 0 0 円」に改める。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 0、1 2 月  
に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 2. 5」に改  
める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月  
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する  
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用す  
る。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 66 号

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市職員の給与に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 68.75」」を「「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 48.75、12 月に支給する場合においては 100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 （円）							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500

35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		

74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					

	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額 (円)							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

## 別表第2（第4条関係）

## 行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300

35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	

74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	
101	245,900	269,100	303,300	325,100	
102	246,100	269,300	303,700		
103	246,400	269,600	304,000		
104	246,700	269,900	304,300		
105	246,900	270,100	304,600		
106	247,200	270,300	305,000		
107	247,500	270,600	305,300		
108	247,700	270,800	305,700		
109	247,900	271,100	306,000		
110	248,200	271,400	306,400		
111	248,500	271,700	306,800		
112	248,700	271,900	307,100		

113	248,900	272,100	307,300		
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額 (円)				
	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、技能及び労務的業務に従事する職員で、市長が定めるものに適用する。

第2条 知立市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは、「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知立市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

この案を提出するのは、職員の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第67号

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「100分の122.5」を「、10月に支給する場合においては100分の122.5、4月に支給する場合においては100分の127.5」に改める。

第7条の2第1項第2号中「100分の102.5」を「、10月に支給する場合においては100分の102.5、4月に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

第2条 知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「、10月に支給する場合においては100分の122.5、4月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第7条の2第1項第2号中「、10月に支給する場合においては100分の102.5、4月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年5月1

日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第 68 号

知立市かとれあワークスの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市かとれあワークスの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 施設の名称 知立市かとれあワークス
- 2 指定管理者 知立市桜木町桜木 1 1 番地 2  
特定非営利活動法人かとれあ福祉ネット  
理事者 豊 田 静 敬
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市かとれあワークスの指定管理者を指定するため必要があるからです。

議案第69号

知立市総合福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 施設の名称 知立市総合福祉センター
- 2 指定管理者 知立市八ツ田町泉43番地  
社会福祉法人知立市社会福祉協議会  
会長 高 橋 敦 子
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市総合福祉センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第70号

知立市いきがいセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市いきがいセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 施設の名称 知立市いきがいセンター
- 2 指定管理者 知立市八ツ田町泉43番地1  
公益社団法人知立市シルバー人材センター  
会長 佐野文夫
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市いきがいセンターの指定管理者を指定するため必要があるからである。